

今治市国民健康保険運営協議会議事録

日時 平成 28 年 5 月 27 日（金）午後 2 時開会

場所 今治市役所（本館 2 階） 庁議室

- | | | |
|-----------|---|--------|
| 1 出席委員 | 羽藤 美代子委員、村上 恵子委員、小山田 憲正委員、三宅 純枝委員、木本 眞委員、菅 拓也委員、青野 誠司委員、正岡 節子委員、榊原 正紀委員、山本 亜紀子委員、片上 修二郎委員、壺内 宗孝委員、津野 栄作委員 | 計 13 人 |
| 2 欠席委員 | 國延 明正委員 | 計 1 人 |
| 3 理事者・事務局 | 菅 良二市長、白石 卓夫市民環境部長、越智 洋子保険年金課長、藤野 国広保険年金課長補佐（兼）国民健康保険係長 | |

開 会

課長補佐

どうもお待たせいたしました。

ご案内の時刻がまいりましたので、ただ今から今治市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

ただ今、出席の委員は、13 名でございまして定足数に達しております。

開会にあたりまして、市長よりご挨拶申し上げます。

市 長

皆さん、こんにちは。大変お忙しい皆様方にお集まりいただきまして、大変ありがたく厚く感謝申し上げます。

ご承知のとおり、国保制度を取り巻く環境、状況、今、大きく変わろうとしております。

昨年 5 月に法律改正が行われまして、市町村が運営する国民健康保険を平成 30 年度から都道府県に移管することを柱とした国保改革のための法律が成立しました。

改革後は、都道府県が国保運営に中心的な役割を担い、市町村は資格管理、保険料の賦課徴収、保険給付、保健事業などの地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなります。

今年度からは、新制度の円滑な施行に向け、具体的な取り組みについて、県と市町の間で協議が進められることとな

っております。

さて、本市の国保の状況でございますが、加入者が減少する一方で、高齢化の進展、医療の高度化・高額化、更には糖尿病、高血圧症といった生活習慣病の増加により、1人当たりの医療費は毎年増加を続けております。

今後も医療費の増加が見込まれる中で、被保険者負担を抑制し、国保財政を安定的に運営していくために、医療費の適正化が重要な課題となっております。

昨年度より特定健診の自己負担を無料化しておりますので、少しでも多くの方に受診してもらい、生活習慣病の早期発見・早期治療、重症化予防に繋げていきたいと考えております。

今日は、1人当たりの医療費の伸びや平成27年度決算において見込まれる繰越金の状況などを踏まえて、「平成28年度今治市国民健康保険税について」諮問させていただいております。

詳細につきましては、後ほど、事務局より説明させますが、委員の皆様方におかれましては、十分ご審議をいただき適切な答申ができますようお願い申し上げます。

最後に、今後とも、今治市の国民健康保険事業の健全な運営につきまして、ご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、開会のごあいさつとさせていただきます。

今日は、本当にお越しをいただきまして、ありがとうございました。

課長補佐

どうもありがとうございました。

それでは、先に、資料の確認をお願いいたします。「今治市国民健康保険運営協議会次第」、「配席図」、先日送付させていただきました「今治市国民健康保険運営協議会資料」、「国民健康保険の事業概要」、「今治市国民健康保険医療費の状況」でございます。以上、資料はそろっておりますでしょうか。

それでは、議事に入ります前に、昨年6月1日から新しく委員の任期が始まっておりますので、ご紹介をさせていただきます。

「国民健康保険の事業概要」の1ページをご覧ください。この名簿に従いまして、順次ご紹介いたします。

まず、被保険者を代表する委員でございます。今治市連合自治会理事 羽藤美代子委員でございます。今治市連合婦人会吉海地区婦人会長 村上恵子委員でございます。今治市民生児童委員協議会副会長 小山田憲正委員でございます。波方地区活性化推進協議会員 三宅純枝委員でございます。

次に、保険医又は保険薬剤師を代表する委員でございます。今治市医師会長 木本眞委員でございます。今治市医師会副会長 菅拓也委員でございます。今治市歯科医師会長 國延明正委員は、本日所用により欠席でございます。愛媛県薬剤師会今治支部長 青野誠司委員でございます。

続いて、公益を代表する委員でございます。今治明德短期大学准教授 正岡節子委員でございます。元宮窪町助役 榊原正紀委員でございます。東予地方局健康福祉環境部長 山本亜紀子委員でございます。今治市社会福祉協議会長 片上修二郎委員でございます。

最後に、被用者保険等保険者を代表する委員でございます。全国健康保険協会愛媛支部レセプトグループ長 壺内宗孝委員でございます。来島どっく健康保険組合常務理事 津野栄作委員でございます。

続きまして、理事者、事務局の紹介をさせていただきます。まず、菅 良二今治市長でございます。そして、白石卓夫市民環境部長でございます。そして、越智洋子保険年金課長でございます。最後に、私、保険年金課課長補佐（兼）国民健康保険係長の藤野国広でございます。よろしくお願いたします。

恐れ入りますが、市長は公務のため、ここで退席となりますことを、ご了承いただきたいと思います。

【市長退席】

課長補佐

それでは議事に入りますが、本日は新しい委員任期に入って初めての協議会でございますので、会長が選出されておられません。

地方自治法の規定を準用いたしまして、年長の委員であります片上修二郎委員に臨時議長をお願いします。

臨時議長

失礼します。最年長ということで、臨時議長を努めさせていただきます。

座って失礼します。

それでは、早速、「会長の選任について」を議題といたします。「国民健康保険法施行令第5条では、公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙する。」となっておりますが、選出方法についてご意見はありませんか。

榊原委員

「指名推選」にしてはどうでしょうか。

臨時議長

「指名推選」という意見がありましたが、これについて、何かご意見、ご異議はありましようか。

(委 員)

(異議なし)

臨時議長

「異議なし」と認めます。会長の選任につきましては、指名推選の方法をもって行うことに決定しました。それでは、会長候補（者）の推選をお願いいたします。

榊原委員

現在、臨時議長をされております片上委員に前任期に引き続いてお願いしたらどうでしょう。

臨時議長

「私を会長に」との推選がありましたが、何かご意見はありませんか。

(委 員)

(異議なし)

臨時議長

ご異議がないということでございますので、不肖私が前任期に続いて、会長として要職を努めさせていただきます。皆様方のご協力をいただきながら、国民健康保険事業の健全で適正な運営ができますように精一杯努力する所存でありますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

会長 議長 それでは、続きまして、会長職務代理者の選任を行いたいと思います。どのようにしたらよろしいでしょうか。

正岡委員 榊原さんをお願いするのはいかがでしょうか。

会長 議長 ただ今、「榊原正紀委員に」との発言がありましたが、皆さんご異議ございませんか。

(委 員) (異議なし)

会長 議長 「異議なし」と認めます。
それでは、会長職務代理者は榊原正紀委員に決定しました。一言ごあいさつをお願いします。

榊原委員 榊原でございます。引き続き（会長の）職務代理者を努めさせていただきます。よろしく申し上げます。

会長 議長 ありがとうございました。
それでは、早速審議に入ることにいたしますが、本日の会議の議事録署名委員に、小山田委員、青野委員を指名いたします。
本日、諮問を受けました案件の議題1「平成 28 年度今治市国民健康保険税について」事務局より説明をお願いいたします。

越智課長 保険年金課長の越智です。
よろしく申し上げます。
それでは、座って説明させていただきます。
恐れ入りますが、A3の資料の1ページをお開きになってください。

議題（１）今回諮問いたしております「平成 28 年度今治市国民健康保険税について」でございます。

保険税率につきましては、現行税率を据え置くことにいたしたいと考えております。

理由としまして、前年度からの繰越金 3 億 8,200 万円を充当することができることとなりましたので、28 年度も据え置こうとするものでございます。

その繰越金の説明ですけれども、5 ページを開けていただけませんか。こちらに平成 27 年度国民健康保険特別会計決算見込みを掲げております。歳入につきましては、保険税徴収や特定財源の収納に努め、予算額の 99.78% の歳入を確保することができました。歳出につきましては、インフルエンザの流行などはございましたが、予算の範囲内で執行することができました。

この結果として、歳入合計額 248 億 1,843 万 297 円から歳出合計 243 億 2,346 万 9,824 円を引くと、4 億 9,496 万 473 円が 28 年度への繰越金となります。これから当初予算に計上済みの 1 千円と 28 年度に返還見込であります国庫精算返納金等の 1 億 1,200 万円を差し引いた残額 3 億 8,295 万 9,473 円が、留保財源として保険税率の据え置きに充てられる財源ということになります。繰越金をほぼ全額充当することによって、何とか据え置くことができるということでございます。

なお、現行税率は平成 25 年度に改定されて以来、28 年度で 4 年目ということになります。

それでは、1 ページに戻っていただけませんか。

下段になりますが、保険税率を据え置いた場合の一般被保険者 1 人当たりの保険税調定額でございます。平成 27 年中の所得などをもとに現行税率で算定した平成 28 年度 6 月補正後の 1 人当たり保険税額は、表のとおりになります。

医療分が 58,989 円、後期高齢者支援金分が 15,968 円、介護納付金分が 16,259 円で、介護納付金分は対象者が違うため（具体的に申しますと、40 歳以上の方だけが納付対象となるため）参考の金額にはなりませんけれども合計で 91,216 円、当初予算の 101,759 円と比べますと 10,543 円の減額となっております。当初予算では繰越金を 1 千円しか見込んでおりませんでしたので、繰越金の 3 億 8,200 万円を充当いたしますことによって減額することができます。

次の 2 ページをお願いします。

一般被保険者 1 人当たりの保険税調定額を平成 27 年度 6 月補正後と比較しますと、医療分が 1,105 円、後期高齢者

支援金分が 373 円、介護納付金分が 208 円、参考となる合計額で 1,686 円、率にして 1.9%の増加となっております。先ほどから税率は据え置きたいとしているのに、なぜ増加しているのかという要因になりますけれども、後ほど議題(2)の報告事項の際にご説明をしたいと思います。

続きまして、3ページをお願いします。

6月補正予算案の説明になります。

まず、歳出ですが、国等からの正式通知による洗い替えになります。後期高齢者支援金が 8,912,000 円の増額、介護納付金が 2,153,000 円の増額、前期高齢者納付金につきましても 456,000 円の増額補正です。財源につきましては、右の財源内訳のとおりでございます。

次に、歳入ですが、療養給付費等負担金、財政調整交付金、県財政調整交付金が、先ほどの歳出補正に伴う財源の洗い替えで、それぞれ 20,929,000 円、9,157,000 円、5,232,000 円の増額補正になります。

次の前期高齢者交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの確定通知によって、4,167,000 円の減額となります。

次に、一般会計からの繰入金でございます。この繰入金は、保険基盤安定事業費分でございます。保険基盤安定事業とは、低所得者数に応じ保険料の一定割合を国・県・市で支援する保険者支援制度と、低所得者の保険料軽減分を県・市で支援する保険料軽減制度があります。平成 27 年中の所得に基づいて軽減対象者の判定をし直したために、71,953,000 円の減額となっております。

このページの真ん中あたりをもういちどご覧ください。歳入の国民健康保険税ですが、これらの歳入科目の補正と先に申しました歳出補正の結果として、一般被保険者の国民健康保険税が 51,108,000 円の増額、次の退職被保険者等の保険税が 1,215,000 円の増額となります。これにつきましては、また後から、追加の説明をいたします。

次に、このページの一番下のところになります。

現行の保険税率を据え置くための措置でございます。繰越金を 382,000,000 円増額します。これによりまして、一般被保険者国民健康保険税を 370,191,000 円減額、退職被保険者等国民健康保険税を 11,809,000 円減額いたします。この二つを合計しますとちょうど 382,000,000 円になりますので、繰越金を 382,000,000 円増額することによりまして、同額の保険税を減額することができるということになります。

この結果、最終的に一般被保険者の国民健康保険税がどうなるかと言いますと、真ん中あたりの 51,108,000 円から 370,191,000 円を引きますと 319,083,000 円の減額となります。

ここで、次の 4 ページをお願いします。

歳入の 6 月補正額（案）B というところの保険税の一般分（小計）が 319,083,000 円となっておりまして、先ほどの差し引いた合計額として最終的に国民健康保険税の減額補正ができるということになります。

同様に、退職分につきましても増えた分と減った分の差し引きで 10,594,000 円の減額となっております。

この 4 ページですけれども、平成 28 年度国民健康保険特別会計 6 月補正予算（案）となっておりまして合計額では 11,521,000 円の補正になります。補正額のそれぞれの科目につきましても、保険税以外は先ほどの 3 ページでご説明させていただいたのと同額の補正になっておりますので省略させていただきます。

6 月補正予算案につきましても以上でございますが、ここで今治市国保の事業概要を少し説明させていただけたらと思います。

A 4 縦の「国民健康保険の事業概要」の 3 ページをご覧ください。

下段の（3）保険税徴収率になります。平成 27 年度はまだ 5 月末の出納閉鎖前で確定しておりませんが、5 月 2 日時点で現年度分（計）は 93.18% となっております。平成 26 年度の 93.68% には若干届かないかもしれませんが、最終的には 25 年度と同程度になるのではないかと思います。なお、滞納繰越分につきましても、17.8%（計）で確定しております。

参考までに、平成 26 年度の愛媛県下 11 市の収納率と今治市を比較してみますと、上位から 5 番目で、11 市平均を 0.17% 上回っております。今後も納税課と連携をしながら収納に努めていきたいと思っております。

次の 4 ページをお願いします。

世帯数及び被保険者数の推移となっております。平成 20 年度に後期高齢者医療制度ができて以来、毎年 1,700 人～1,900 人ぐらいの方が 75 歳到達で後期高齢者医療に移行されるため、国民健康保険の被保険者数は減少を続けております。なお、年齢別人口をもとに来年度以降もみますと毎年 2,000 人以上ぐらいの方が後期高齢者医療に移行されるようになっておりますので、今後も減少が続くと思っております。

また、他の減少要因ですが、ここ4年ほどの集計をみてみますと、社会保険を離脱して国民健康保険に加入される方は年々減少している一方で、社会保険ができて国民健康保険をやめる方は年々増加しております。景気の影響などもあるかと思いますが、社会保険に加入される方が増えるということは非常によろしいことではないかと思っております。

このほかには、やはり毎年亡くなる方が出生数を上回っておりますので、減少の要因となっております。

恐れ入りますが、A4横の「今治市国民健康保険医療費の状況」につきましても、説明させていただきます。

1ページを開けていただきまして、年度別の一人当たり医療費でございます。

やはり、グラフでも一目瞭然のように毎年増えております。だいたい一人当たり1万円余ぐらいの増加傾向でございます。被保険者が減っていくなかで（国保の）運営というところもなかなかしんどくなりますので、特定健診とか少しでも皆さんが健康の増進に努めていただけたらと思っております。

5ページをお願いします。

やはり運営するほうとしましたら、保険料と医療費の相関関係が気になります。医療費が高くなると、当然保険料も高くなるという相関関係があります。今治市ですが、愛媛県内20市町のなかで、県下の平均よりは少ないかとは思いますが、医療費とそれに見合う必要な保険料の算定としてはほぼバランスの取れた感じになっているのではないかと思います。

よろしかったら他のページにつきましても、時間がございましたら、見ていただいております。

説明は以上でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長 議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今、説明のありました案件につきまして、ご審議を願います。

ご質疑、ご意見はありませんか。

津野委員 決算見込みのところ、予算に対して 99%ぐらいの収入があったという説明があった。保険税だけをみると、37 億の予算に対し、36 億の収入となっている。保険税の徴収率 93%は何に対してですか。

越智課長 調定額と言いまして、「お1人おひとりの所得とか、加入されている期間によりまして、あなたがいくら必要ですよ。」というのが調定額になります。皆さんがそれを全部納めていただきますと、100%になるんですが。

津野委員 保険税を納めなかった人は、翌年どうなりますか。

越智課長 滞納繰越となります。

津野委員 滞納ということで、保険からは外れない。

越智課長 徴収の対象になります。

津野委員 徴収の対象にはなるけど、(払わなくても) 保険は使えるのですか。

課長補佐 保険のほうは使えるんですけど、保険税をきちんと納めている方に対しては保険証を更新するときに通常1年間有効の保険証を交付していますが、保険税に未納がある方に対しては納税課の職員と納付相談をしたうえで原則3か月(四半期ごと)有効の短期の保険証を交付しています。

津野委員 短期(の保険証)になろうと、継続していくのですか。

越智課長 資格は継続します。短いですけど、期限がすぐきてしまいますので、そのときにご相談して納付いただいて、また少

し伸ばすということになります。

津野委員 滞納繰越分は、いくらあるのですか。

課長補佐 調定額（平成 27 年度）で、約 8 億 3,400 万円です。収入につきましては、約 18%の徴収率で、約 1 億 4,800 万円になっています。

津野委員 他の市町ですけど、滞納分を回収するために専用の課をつくったところがありまして、年間で 1 億ぐらい回収した。情報だけ言っておきます。
どうもありがとうございました。

会長 議長 よろしいでしょうか。
他に、何かご意見はありませんか。

(委 員) (意見なし)

会長 議長 他にご意見もないようでございますので、「平成 28 年度今治市国民健康保険税について」は、諮問のとおり税率を据え置くことで承認されたものとしてよろしいでしょうか。
では、次の案件の報告事項について、事務局より説明をお願いします。

越智課長 では、またお願いいたします。
この A 3 の資料の最後の 6 ページをお願いします。
議題（2）「今治市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」の報告事項でございます。

平成 28 年 3 月 31 日に公布されました地方税法施行令の改正に伴い、同日、専決させていただいたものでございます。改正内容の（1）は、課税限度額の見直しです。

国民健康保険税の負担につきましては、その負担能力に応じて求めるという観点から、課税限度額を引き上げて高所得者層に負担増を求めるものでございます。

内訳は、基礎課税分を 2 万円引き上げて 54 万円に、後期高齢者支援金分を 2 万円引き上げて 19 万円にするものです。介護納付金分は 16 万円です。

これによって、限度額の合計は 4 万円引き上げられ、現行の 85 万円から 89 万円となります。

限度額の引上げにより、被保険者全体の保険税合計額が約 1,600 万円増えました。先ほど資料の 2 ページで、一般被保険者 1 人当たり保険税調定額が前年度より増えた要因の説明を後回しにしておりましたが、この約 1,600 万円の増加分も 1 人当たりを押し上げる要因となっております。その他としましては、事業概要で説明させていただいたように被保険者数が年々減少しておりますので、保険税合計額を割る人数が少なくなりますので、1 人当たり保険税は増加となっております。

次に、改正内容の（2）は、軽減判定所得の見直しです。

低所得者に対する軽減措置は、所得に応じて均等割と平等割を 7 割、5 割、2 割軽減しますが、その対象世帯を拡大するため所得の判定基準（額）を引き上げるものです。

基準額 33 万円に世帯人数 1 人当たりいくらのものを加算して判定しているわけですが、5 割軽減の場合はその 1 人当たりの加算額を 26 万円から 26 万 5 千円に、2 割軽減の場合は 47 万円から 48 万円に、それぞれ引き上げるものです。

そして、これらの低所得者に対する軽減拡大による国保税の減少分は、保険基盤安定制度により、今治市一般会計から補てんされます。これが資料の 3 ページで説明させていただきました一般会計繰入金になります。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

会長 議長

ただ今、説明のありました案件につきまして、ご質疑はありませんか。

(委 員) (質疑なし)

会長 議長 特に、ご意見もないようでございます。それでは、諮問を受けました「平成 28 年度今治市国民健康保険税について」は、先ほど承認を得ましたとおり、税率を据え置くと答申いたしたいと思えます。

答申書の作成にあたりましては、時間の都合上、私に一任させていただきたいと思えますがご了承いただけますでしょうか。

(委 員) (異議なし)

会長 議長 それでは、そのように決定させていただきます。誠にありがとうございました。

以上をもちまして、協議会を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉 会

午後 2 時 4 0 分